

8 新都住居第 7 8 3 号

令和 8 年 8 月 7 日

新宿区住宅まちづくり審議会

会長 大月 敏雄 様

新宿区長 吉 住 健 一

「第 5 次新宿区住宅マスタープランの策定」について（諮問）

新宿区の住宅及び住環境に関する基本条例第 2 7 条第 2 項に基づき、「第 5 次新宿区住宅マスタープランの策定」について諮問いたします。

ご審議いただきますようお願い申し上げます。

1 諮問理由

新宿区は平成 3 0 年 1 月に「第 4 次新宿区住宅マスタープラン」を策定し、区民の多様な居住ニーズに応えるべく、高齢者への入居支援やマンションの適正な維持管理及び再生支援など、様々な住宅施策を計画的に推進してまいりました。

しかしながら、少子高齢化の進行、単身世帯の増加、居住の安定確保に対する課題の顕在化など、住宅を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しております。

こうした社会の変化を踏まえ、国においては住生活基本法に基づく「住生活基本計画」の見直しを行うとともに、東京都においては東京都住宅政策審議会に対し、「時代の大きな変化に対応した新たな住宅政策の展開について」の諮問を行っています。

このような国及び東京都の動向を踏まえつつ、本区における住宅施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、マンションの適正な維持管理及び再生への支援や高齢者等の住まいの安定確保などを重点とし、新たに「第 5 次新宿区住宅マスタープラン」を策定する必要があります。

つきましては、本区における今後の住宅施策の基本的な方向性及び具体的な施策のあり方について、貴審議会のご意見を賜りたく、諮問いたします。

2 答申時期 令和 9 年 1 1 月